

# 室町史の新論点

混沌の時代を読みとく  
研究最前線

渡邊大門・編

論点 1

足利一門守護の軍事優越性とは

論点 2

武家の序列を決めた「家格」とは

論点 3

室町殿はなぜ「日本国王」に？

論点 4

鎌倉府を包囲した「国堺」の国とは

論点 5

京都の警備を担った室町幕府侍所とは

混沌する権力の軋みと  
戦国の胎動が  
響き合う！

室町時代の  
新事実を探る  
15の論点



# 室町史の新論点

混沌の時代を読みとく研究最前線

渡邊大門・編

星海社

343



SEIKAISHA  
SHINSHO



## はじめに

室町時代は、日本の歴史上で非常に注目される時代である。室町時代の期間は、広義では足利尊氏が室町幕府を開いた建武三年（一三三六）から、織田信長が足利義昭を京都から追放した元亀四年（一五七三）の期間を指す。以降は、織豊時代（織田信長、豊臣秀吉の時代）になるろう。

狭義の定義では、室町幕府の開幕から南北朝が合一した明德三年（一三九二）を南北朝時代とし、それ以降から応仁・文明の乱がはじまる応仁元年（一四六七）までを室町時代とする。終期については、明応二年（一四九三）の明応の政変にするなどの説がある。以降、信長が義昭を追放するまでが戦国時代になる。

本書の各論稿は狭義の意味での室町時代（一三九二～一四九三）を対象とし、各章における行論の都合上、その前後の時代も含めた。

三代將軍の足利義満の時代、室町幕府は黄金時代を迎えた。四代將軍の義持よしもちも父のあとを受け継ぎ、幕府を安定して運営した。しかし、五代將軍だった子の義量よしかずが早逝し、義持の弟

の義教が六代將軍に就任すると、政局は混乱の度合いを深めた。義教は將軍専制を志向し、管領権力を抑止すると、有力守護の家督に介入するようになった。幕政に混乱をもたらした義教は、嘉吉元年（一四四一）に赤松満祐に討たれた（嘉吉の乱）。室町時代とは、室町幕府が最盛期を迎えると同時に、衰退しはじめた時代でもある。

関東では、応永二十三年（一四一六）の上杉禪秀の乱（上杉禪秀による鎌倉公方・足利持氏の反乱）、永享十年（一四三八）の永享の乱（持氏による室町幕府への反乱）、関東一円が争乱状態になった享徳三年（一四五四）の享徳の乱が相次いで勃発した。室町時代は中央政局だけではなく、関東の政局も混乱の度合いを深めていたのである。

応仁元年（一四六七）に応仁・文明の乱が勃発すると、全国各地で戦いが繰り広げられ、戦国時代に突入した。戦国時代がはじまりを告げる前、七代將軍の義勝が早逝し、八代將軍の義政が政治に携わったが、まだ若年だったこともあり、政權運営がままならなかった。戦国時代は、室町時代の政治的、社会的な諸矛盾が爆発した時代だったといえよう。

史料集の相次ぐ刊行があり、それに基づいて室町時代に関する論文が多数公表された。一連の精緻な研究により、室町幕府や鎌倉府の機構、將軍権力、守護の役割、天皇や公家、室町期莊園など、次々と注目すべき新事実が明らかにされた。それは政治史だけに止まらず、経済や社会などに至るまで、幅広い分野に及んだ。本書はそうした最新の研究に基づき、一

線で活躍する研究者がそれぞれのテーマで執筆した論稿を収録した。

先述した嘉吉の乱などの合戦については、すでに多くの論著があるので出来るだけ避け、それ以外のテーマを収録した。たとえば、「守護」、「室町幕府の家格」、「室町期莊園」といった問題は、ある意味で抽象的かつ難解かもしれないが、室町時代の本質に関わる重要なテーマである。そうしたテーマをわかりやすく解説したのが本書である。

本書は最初から通して読んでいただいても結構だが、各章が独立しているので、ご興味のある章から読んでいただいても構わない。本書を通して、室町時代への認識を深めていただけると幸いである。

## 目次

はじめに 3

論点1 南北朝動乱初期に軍事制度はなかったのか？ 漆原徹 9

論点2 室町幕府の家格とはどのようなものだったのか 小久保嘉紀 31

論点3 室町殿はなぜ明から日本国王に冊封されたのか 秦野裕介 47

論点4 室町殿御分国と東国との「国堺」はどのような役割を果たしたのか 花岡康隆 63

論点5 “京都の警備担当” 室町幕府侍所とはどのような存在だったのか 松井直人 83

論点6 室町幕府と鎌倉府はどのような関係にあったのか 亀ヶ谷憲史 105

論点7 政治都市鎌倉は鎌倉幕府の滅亡とともに衰退したのか？ 駒見敬祐 123

論点 8 「守護」とは何か 今岡典和 143

論点 9 隣国守護の役割と活動 川岡勉 163

論点 10 安芸・若狭武田氏は甲斐武田氏に比べマイナーか 笹木康平 183

論点 11 コシヤマインの戦いと武田信広 新藤透 201

論点 12 室町期の荘園制はどのようなものであったのか 廣田浩治 231

論点 13 室町時代の天皇はどのように継承されたのか 秦野裕介 249

論点 14 後土御門のたび重なる苦悩となかなか挙行されなかった葬儀 渡邊大門 271

論点 15 室町期の公家が地方に下向した実像を探る 渡邊大門 291



論点  
1

# 南北朝動乱初期に軍事制度はなかったのか？

漆原徹（うるしはら・とおる）

一九五四年東京都生まれ。慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学。博士（史学）。専攻は日本中世史、古文書学。現在、武蔵野大学名誉教授。主要業績：「合戦と軍忠」（石井正敏ほか編『今日の古文書学 第三巻 中世』雄山閣、二〇〇〇年）、『中世軍忠状とその世界』（吉川弘文館、一九九八年）など。

## 初期足利政権の軍事的特質

初期足利政権の軍事体制について、軍忠状ぐんちゆうじょう、着到状ちやくとうじょう、軍勢催促状ぐんぜいさいそくじょう、挙状きよじょう、感状かんじょうなどの軍事関係文書の機能を再検討してその発給状況を分析した結果をもとに、恩賞給付に至る戦功認定手続きと守護・大将の権限を考察して、足利一門守護を中心とした幕府の軍事体制の特質が明らかにされてきた。

近年、南北朝初期の軍事関係文書の機能の再検討と発給状況に関する諸研究の積み重ねによつて明らかにされてきた初期足利政権の軍事体制に関して、軍事関係文書の再検討と網羅的な数量的分析というオーソドックスな先行研究の手法そのものを批判し、南北朝動乱期に制度などによべるようなものはなかったとする主張がなされているので若干の反論を行いたい。

当該期の一連の恩賞給付に至る軍事関係文書の機能の再検討と発給状況を考察すると、初期足利政権の軍事体制の特質として、一括申請型軍忠状への証判、軍勢催促状、推挙状、感状などの軍事関係文書の発受が、足利一門出身守護・大将に集中している明白な事実から、外様出身守護に対する足利一門守護の軍事指揮権の優越性が確認された。この点は重要で、従来認識されてきたような將軍の下での均等な守護権限とは異なる足利一門を核とした体制で、初期足利政権が南北朝動乱初期の軍事的優勢を確保することに成功したと評価すること

ができるのである。

これに対して、堀川康史、呉座勇一、永山愛から例外的史料を根拠として、南北朝の混乱期には制度とよべるような軍事制度などはなかった、また足利一門大将を外様守護に対する軍事指揮権の優越性を示す軍事関係文書の機能的再検討についても、受給者主体の視点が欠けているとしてやはり例外的事例を挙げて全体像を否定してその再構築が必要だとしている。

**初期室町幕府には、軍事制度など全くなかったのか？**

初期足利政権の軍事体制の特質に関する研究蓄積に対する批判は、堀川「北陸道」「両大将」と守護・国人」〔『歴史学研究』九一四号、二〇一四年〕から始まり、さらにこれを受けて呉座も「初期室町幕府には、確固たる軍事制度があつたか？」〔『初期室町幕府研究の最前線』洋泉社歴史新書Ⅹ、二〇一八年〕で同様の批判を行った。

堀川の従来説、特に拙論への批判は、以下に引用するように大きく二つの論点からなる。

①「ある文書の発給・機能をただちに発給者側Ⅱ室町幕府の政策意図と関連付けてしまうところにある。ある文書の発給・機能を考えるにあたっては、受給者側の主体性や、文書が発給されたときの情勢といったことにも十分留意しなければならない。また、残存文書の数量的傾向は直截に実態を反映するものではない。室町幕府の政策的意図を強調し、確固たる

制度・政策を通じて守護・国人の把握・統制を試みた室町幕府像を描くことは、初期室町幕府権力を実態以上に強力なものとして見誤るおそれがある。

②二重証判や国大将の文書発給は、従来、足利一門による外様守護支配下国人への関与を目的とした室町幕府の制度・政策として理解されてきたが、越前合戦をはじめとするいくつかの事例を見る限り、この理解は結果から目的を遡及した結果論であり、実態を反映したものではない（中略）。その史料的批判の方法を鍛え直していくことが不可欠だと考える」と従来の研究手法を批判している。

堀川の主張は、例外的事例や批判の結論を導くために疑義のある史料を用いて、①受給者の主体性が従来研究の視点にないとして、当該期軍事関係文書の再構築を提起し、②足利一門守護の外様守護に対する軍事指揮権の優越性の例として示した一括申請型軍忠状の二重証判制度について例外事例をもとに全否定した上で、足利一門の軍事指揮権の優越性という構造を文書の発給状況を無視して否定するものである。まず堀川が従來說否定の根拠としている諸点についてその誤りを正したい。

### 「受給者側の主体性」の問題

まず①「受給者側の主体性」が従来の当該研究に欠落した視点であるとの問題提起である

が、着到状も軍忠状も複合文書として、申請者側の武士から受理した上部権力が証判、記録して返却するシステムである。これは、本来蒙古襲来を契機に申請者側と上部権力との相互のやり取りと働きかけで戦功認定手続きの制度が成立してきたという基本的な理解が欠けている。堀川は、制度が上部権力から制定される一方的なものであるという誤った認識で批判していることが明らかである。

武士の戦功認定は、鎌倉期には本人の口頭申請が原則で、証人と負傷者や取得した敵首の確認とで成り立っていたのだが、蒙古襲来を契機にして、文書による申請手続きが取り入れられ、見知証<sup>けんちのしょうにん</sup>人の請文などの戦功認定過程の支証文書の手続きも確認できるようになった。既に成立していた着到状の同文二通の提出と着到帳への記載などの手続きが拡大していったものである。これらは当初、軍忠申請者や見知証人も本人の守護所への出頭と口頭審問を行っていたが、文書のやり取りに変化していった過程は、申請者側の働きかけによるものが大きかったであろう。

筑後川合戦後に提出された起請<sup>きしょうもん</sup>文型軍忠状を例に挙げると、合戦での見知証人の確保が難しかった実情から、軍忠申請者自身が末尾に起請文言を記載して提出している形式の軍忠状が確認される。戦功認定手続きの変更が告知された分捕切捨法<sup>ぶんどりきりすてほう</sup>でも、見知証人の確保は前提とされており、軍忠申請者自身の起請文言がどの程度大将側に認められたものかは不明だが、

その後他の合戦でわずかに確認されるが一般化するには至っていない。

南北朝期に数多く作成された軍忠状の中でも特異な形式のこの起請文型軍忠状は、戦功認定者側の少式頼尚側しょうじょうが示したひな形に基づくものと考えられるが、これは見知証人の確保が困難だった状況を踏まえて少式側軍勢として従軍した武士たちの要請を反映した書式であったことは容易に想像される。複合文書である着到状や軍忠状は、申請者側と認定者側の相互の交渉によって成立していたことは明らかで、着到状と着到帳、即時型軍忠状と疵実検帳きずじつげんちょう、分捕実検帳との相互確認制度、一括申請型軍忠状と守護の軍忠挙状などの恩賞給付に至る段階的な手続きと制度は、幕府と守護、そして武士たちの相互の要請や利便性を反映して整えられていったものである。

戦功認定の制度は、複合文書である軍忠状の制度的成立からして、受給者側の意思を反映して成立したもので、受給者の主体的意図を無視しているとの批判は複合文書の本質を理解していないことからの認識の誤りである。

## 「二重証判制」の問題

②二重証判制に関する批判について、堀川が指摘する例外事例は、越前合戦に関する得江とくえ九郎頼員くろうよりかずの暦応三年（一三四〇）十一月付軍忠状三通が、吉見頼隆よしみよりたか、斯波高経しばたかつね、高上野介こうこうずけのすけの

# 室町時代の天皇はどのように継承されたのか

**秦野裕介**（はたの・ゆうすけ）

一九六六年京都府生まれ。立命館大学大学院博士課程後期課程単位取得退学。修士（文学）。専攻は日本中世史。現在、立命館大学授業担当講師。主要業績：『神風頼み』（柏書房、二〇二二年）、『乱世の天皇 観応の擾乱から応仁の乱まで』（東京堂出版、二〇二〇年）など。

## 後小松院の諒闇をめぐる議論

永享五年（一四三三）十月二十日、後小松法皇（以下後小松院）が死去した。天皇経験者である院の死没に伴い、現天皇である後花園天皇の諒闇（りようあん服喪）の可否が問題となった。二十三日、室町幕府の將軍足利義教は醍醐寺三宝院満濟を呼び出し、諒闇のことについて諮問した（以下『満濟准后日記』）。

義教の手元には後小松院の勅書があり、そこに後小松院の遺詔が書かれていた。内容は「後光厳御一流」（以下、後光厳皇統）が断絶しないように計らってほしい、そのため諒闇を行ってほしいということ、そして自身の追号は小松院とすることの二点であった。ちなみに実際の後小松院の遺詔は三ヶ条あり、後花園天皇の実父である伏見宮貞成親王（さだふさ）に太上天皇号を名乗らせてはいけない、ということだったことが万里小路時房の日記『建内記』に記されている。

義教の考えは、後光厳皇統は本来皇統を継いでいくべき存在ではあるが、すでに皇子が生まれずに伏見宮から猶子として皇位を継承させたことを述べ、諒闇を行うことは後花園天皇のためにならないことを主張し、諒闇を行わないようにしている。つまり義教は後小松院と後花園天皇の関係は実の親子ではないことを主張して、その継承関係を否定しようとしているのだ。

それに対し満済は猶子関係であること、後小松院の遺詔の重さを挙げ、諒闇を行うべきと主張している。満済はその理由として観応年中に光厳院・光明院・崇光院の三人が南朝に拉致され、子孫に皇位を継承させないという起請文を出したため、幕府が後光厳院を担ぎ出して皇位を継承させて以降、朝廷と幕府の特別な関係が結ばれたことを挙げている。その後一条兼良と二条持基の意見を聞いた上で最終的に鬭<sup>くしむ</sup>引きが行われ、諒闇を行うことが決定した。ここでの義教と満済の議論はまさに室町時代の皇位の継承がどのように行われたのか、を示している。

我々は室町時代の初期には南北朝という二つの天皇家が分裂し、戦っていたことを知っている。その一方の北朝内部では天皇家がさらに分裂するリスクにさらされていたのだ。本章では室町時代の北朝天皇家の分裂未遂とその亀裂がどのように修復されたのかを見ていきたい。

なお本章では皇位を継承する家全体を「天皇家」、それが分裂した場合は分裂の最初の天皇名を冠した「皇統」、と呼ぶ。

## 皇統の分裂と「正統」概念

南北朝時代の最大の特徴は天皇家が二つに分裂し、二人の天皇が両立したことであるが、

この萌芽は鎌倉時代半ばの持明院統と大覚寺統の分裂である。この時期の皇位継承を表す言葉に「正統」がある。この言葉は「しようとう」と訓み、この時代によく見られる言葉である（以下「正統」と表記した場合は「しようとう」と訓み、この時代の皇位継承原理を示す言葉を示す）。そして管見の限り、この「正統」を書名に入れた書物は、この時代には二つある。一つは南朝の重臣北畠親房の『神皇正統記』であり、もう一つは北朝の皇族で後花園天皇の父であった伏見宮貞成親王の『正統廃興記』である。『正統廃興記』についてはすぐに『椿葉記』と名前が変えられている。

天皇に関して「正統」という言葉が使われる時、そこには「正統の天皇」と「正統ではない天皇」が存在するという含意がある。つまり天皇に関して「正統」という言葉が使われる時、天皇家が分裂している、ということの意味している。事実『神皇正統記』には持明院統と大覚寺統という皇統の対立が、そして『正統廃興記』（椿葉記）には持明院統内部における崇光皇統と後光厳皇統の対立がそれぞれ背景として存在した。皇統の分裂はいずれの皇統が「正統」なのか、という議論を呼び起こし、決着がついた段階で「正統」と「正統ではない」皇統が出来上がり、「正統でない」皇統は皇統から外れ、やがて消えていく運命にある。

では「正統」とは何か。一言で言えば「現在の天皇につながる皇統」である。そこから神武天皇まで一直線につながる父子のつながりが「正統」であり、それが太い幹のように連な

っている。

「正統」の概念について河内祥輔氏は次のようにまとめる（河内・二〇〇三）。

①全ての天皇が一筋につながっているわけではなく、〈幹〉≡「正統」の天皇と〈枝葉〉≡

「正統ではない」天皇に分かれ、〈幹〉は連続し、〈枝葉〉は断絶する。

②〈幹〉を作るのは血統であり、皇位ではない。

③〈幹〉と〈枝葉〉では価値が異なる。

④〈幹〉を作るのは男性のみ、つまり「正統」は男系主義を特徴とする。女性天皇はいずれも〈枝葉〉に位置する。

①については、村上天皇の第一皇子の冷泉天皇が皇位を継承したものの、やがて弟の円融天皇が後を継ぎ、その後冷泉皇子の花山天皇・円融皇子の一条天皇・冷泉皇子の三条天皇と続くが、結果的には円融の子孫が皇位を継承し、冷泉の子孫は天皇家としては断絶した（花山の子孫は白川伯王家として残っている）。この場合、村上・円融・一条が「正統」の天皇であり、冷泉・花山・三条は「正統ではない」天皇となる。ちなみに「正統」の天皇には代数と世数がつくが、「正統ではない」天皇には代数のみがつく。これは例えば冷泉と円融は同じ世

代に属するが、同一世代の中で「正統」となるのは一人だけであるからだ。冷泉は六十三代天皇、円融は六十四代・三十五世天皇である。この「世」は「正統」の重要な概念の一つである。

②に関しては、例えば継体天皇は応神天皇の五代の孫であり、皇位から離れていたが、「正統」の天皇であり、仁徳・履中・反正・允恭・安康・雄略・清寧・顯宗・仁賢・武烈は皇位が連続したにもかかわらず「正統」の天皇ではない。同様に天智天皇皇子の志貴皇子の子である光仁天皇は「正統」の天皇である。

さらに③に関連するが、なぜ「正統」の天皇は続くのだろうか。実際には続いた天皇を「正統」としているのであるが、因果関係を逆転させて「正統」の天皇だから続いた、と考える。そして「正統」の天皇が続く理由は当然ながら血筋の高貴さではない。なぜなら天皇家に生まれた以上、血筋の高貴さに関しては大きな差はない。その理由は天皇の個人的資質である。優れた天皇は「正統」となり、劣った天皇はその子孫が皇位を継承できず「正統ではない」天皇となるのである。『神皇正統記』では「積善の余慶」と「積不善の余殃」という言葉で表現される。善い事を積み重ねた結果、皇位は続き、善くない事を積み重ねた結果皇位は失われるのである。

ここまで見ると「正統」という概念は一種の革命思想であることがわかる。ただしその革

命は種姓を超えることはなく、同一の種姓内で起こるのである。つまり「正統ではない」天皇はダメな天皇というレッテルを貼られてしまう。したがって何が何でも「正統」の天皇にならなければならなかったのだ。

### 南北朝の分裂

「正統」という概念が登場してくる背景には、皇統の分裂がある。まずは持明院統と大覚寺統の分裂である。これは承久の乱とその後の政治動向に翻弄された末に皇位に登った後嵯峨天皇が自らの後継者問題を鎌倉幕府に丸投げしたことに端を発する。後嵯峨は当初後深草天皇に皇位を譲るも亀山天皇とその皇子の後宇多天皇という道筋を自ら作り出す。その上で鎌倉幕府にその後の行方を丸投げしたのである。困惑した鎌倉幕府は亀山―後宇多という流れを容認するが、後深草の不満に同情した得宗北条時宗が後宇多の次の天皇に後深草の皇子である伏見天皇を推し、後深草の子孫の後深草皇統（以下持明院統）と亀山の子孫の亀山皇統（以下大覚寺統）が並立することとなったのである。

当初は持明院統が有利であったが、大覚寺統が巻き返し、文保二年（一二二八）に持明院統の花園天皇を退位させ、後宇多天皇の皇子の後醍醐天皇を皇位につけた上で皇太子を後醍醐の兄の後二条皇子の邦良親王に定めて天皇と皇太子を大覚寺統で統一するに至り、大覚寺統

が「正統」に定まったかと思われた。しかし邦良親王死後、新たな皇太子に持明院統の量仁親王が擁立されるに至り、後醍醐は討幕による強引な皇統の統一と自らの「正統」化を進める。それは後醍醐の退位と光厳天皇の即位、後醍醐による討幕と光厳の廃位、後醍醐皇子の恒良親王の立太子という形で後醍醐が「正統」の天皇の地位を確保したかに見えた。

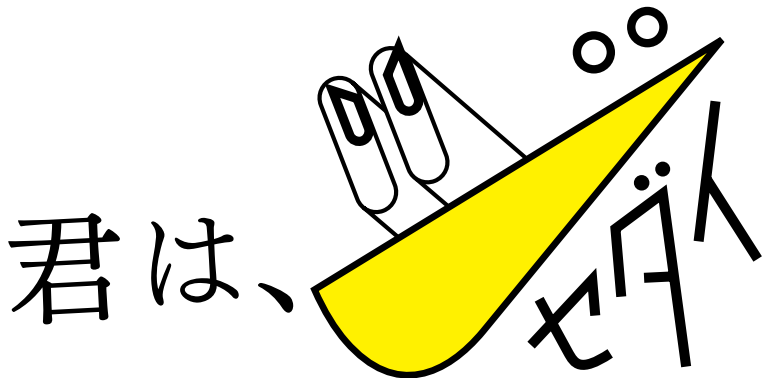
しかし強引な「正統」奪取はさまざまな反発を呼び、持明院統の反撃による後醍醐暗殺未遂と連動した中先代の乱、そして足利尊氏の挙兵と光厳上皇の擁立による南北朝の内乱が幕を開けることとなる。

尊氏は京都を制圧すると光厳の弟の光明天皇を即位させ、光厳による院政という形で朝廷を再建した。後醍醐は一旦は尊氏に屈し、それを受けて後醍醐皇子の成良親王が光明天皇の皇太子となった。しかし後醍醐はそれに飽き足らず成良を見捨てて吉野に奔り、南朝を建てた。その結果南北朝の内乱が始まった。

天皇家の分裂が回避されない限りは「正統」の天皇が定まらないのであり、南北朝の内乱は「正統」の天皇が誰なのかを決定する戦いとして長期化、広域化していくことになる。

### 持明院統の分裂

南朝はその後勢力を失墜させながら後村上・長慶・後亀山と続いていく。圧倒的に劣勢な



何と闘うか？  
<https://ji-sedai.jp>

「ジセダイ」は、20代以下の若者に向けた、  
行動機会提案サイトです。読む→考える→行  
動する。このサイクルを、困難な時代にあっ  
ても前向きに自分の人生を切り開いていこう  
とする次世代の人間に向けて提供し続けます。

メインコンテンツ

**ジセダイイベント**

著者に会える、同世代と話せるイベントを毎月  
開催中！ 行動機会提案サイトの真骨頂です！

**ジセダイ総研**

若手専門家による、事実に基いた、論点の明確な読み物を。  
「議論の始点」を供給するシンクタンク設立！

**星海社新書試し読み**

既刊・新刊を含む、  
すべての星海社新書が試し読み可能！

マーカー部分をクリックして、「ジセダイ」をチェック!!!

**行動せよ!!!**